

第4次子ども読書活動推進計画の策定に係る市民意見公募手続における意見の把握漏れについて

令和元年度に図書館が策定した「第4次子ども読書活動推進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）において、策定時に実施した市民意見公募手続（パブリックコメント）のうち、市のホームページのパブリックコメント機能で提出されたご意見（1人1件）について、把握が漏れていたことが判りました。市民意見公募手続を十全に行えていなかったことにつきまして、大変重く受け止めており、貴重な市民の皆様の意見の把握を漏らしてしまったことを謹んでお詫び申し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

1 今回発生した把握漏れの全体像

今回、市全体では、確認ができた平成30年度以降に、第4次子ども読書活動推進計画も含めて、計画3本、条例2本で計23件の市民意見の把握漏れがありました。

2 把握が漏れたご意見の内容（1件）

今回、第4次子ども読書活動推進計画の策定時に把握が漏れたご意見は下記のとおりです。

<特別な支援を必要とする子どもへの支援について>

小学生の子どもがディスレクシアです。学校では、教科書はマルチメディアデイジーテクノロジー教科書を使っていますが、図書の授業では読める本がありませんでした。

そこで、図書館で借りたマルチメディアデイジーテクノロジー図書を、デイジーテクノロジー教科書と同じようにiPadに入れて持っていくことを検討しましたが、CDでの貸出のためiPadにデータを移すことができませんでした。

また、タブレット機器にダウンロードした状態での貸出をご検討いただきましたが、図書館にあるタブレット機器が、古くて画面も小さく、デイジーテクノロジー図書には不向きでした。

日本障害者リハビリテーション協会に相談しましたら、来年開始予定のデイジーテクノロジー文庫のモニターをできることになり、早速、教科書と同様にiPadにダウンロードして図書の授業を持って行ったところ、帰宅した子の第一声が「図書の時間が蘇ったよ！」でした。

ディスレクシアの子にはICTで解決できる問題が多いと感じます。視覚障害とディスレクシアでは、求めている支援や活用できるものに共通点もありますが違いも多く、ぜひ当事者の声を聞いていただければと思います。

デイジーテクノロジー文庫については、提供が開始されればデータは無償で入手できますが、再生するための機器は、現状では個人で用意しなくてはなりません。また、図書館でマルチメディアデイジーテクノロジー図書を借りて自宅で利用する際にも機器は用意しなくてはなりません。ぜひ一般の本と同じように「すぐ読める」状態（機器と一緒に）での提供をお願いしたいです。

図書館は、幼い頃は絵本の読み聞かせが好きで大好きな場所でした。今は読みたくても読めない本ばかりでイライラすると言いますが、家ではオーディオブックで時間があれば読書を楽しんでいます。図書館が、字が読めない子どもにも本の楽しさを与えてくれる場であることを期待します。

最後に、学校での読書週間などの取り組みでは、読むことが困難な子も辛い思いをせず参加できるような配慮をお願いしたいです。

3 把握が漏れたご意見に対する市の考え方

今回把握が漏れたご意見に対しては、策定時の令和元年度時点での状況も踏まえて整理をして、計画策定上の「参考意見」として次のように整理しております。

計画案16¹「(13) 特別な支援を必要とする子どもへの支援」¹ にあるように、ディスレクシアの子どもに向けた読書支援に努めてまいります。

デイジー図書の貸出の際には、デイジー図書音声再生専用機の貸出も行っていますが、今後 ICT を活用した資料の提供も研究してまいります。

4 把握が漏れたご意見への対応

図書館では今回把握が漏れたご意見を提出していただいた方には、5月23日にお詫びと説明を行いました。

把握漏れとなったご意見につきましては、図書館で対応を精査・検討し、計画策定時の令和元年度時点での状況も踏まえて、前項3のように整理をして計画策定上の「参考意見」として区分し整理しておりますが、小平市社会教育委員や小平市図書館協議会の皆様にご意見を伺ったのち、取り扱いを確定してまいります。

5 図書館協議会委員の皆様からいただいたご意見（1件）

小学校では、図書館と支援学級に一組づつ、わいわい文庫から頂いたデイジー図書(CD)を置いています。また、貸出カウンターの横にリーディングトラッカーを置いています。ただ、特に何もアナウンスしていないので、私の知る限り利用はありません。他校はどうしているのか、わかりません。公募の意見を読んで、学校での準備とアナウンスは必要と感じました。

¹ 計画案16¹

(13) 特別な支援を必要とする子どもへの支援

一般の図書の利用が困難な子どもに向け、布の絵本・遊具、点訳絵本や録音図書、大活字本、外国語の図書・絵本を収集し、充実させます。また、視覚に障がいのある子ども、ディスレクシア（学習障がいの一種で、読み書きに関して困難がある症状）の子ども等に向け、視覚に障がいのある方等を対象とした情報提供サービス「サピエ」からデイジー図書をダウンロードして貸出を行う他、デイジー図書・マルチメディアデイジー図書やレシブック、大活字本等のPRを行い、読書に関する支援に努めています。

また、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、視覚障がい等のある子どもが市立図書館を利用しやすくなるよう施策のあり方を研究します。

6 事後対応

今回把握が漏れたご意見1件については、参考意見として分類を確定するとともに、把握漏れをしていた意見を含めたすべてのパブリックコメントの意見の結果をホームページ上に6月27日に公表して、今回の調査報告書へのリンクを貼りました。

また、本計画策定時の令和2年3月以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が文部科学省と厚生労働省から令和2年7月に示されたことや、音声読み上げ機能のある電子書籍の普及が進んできたこと、GIGAスクール構想によって児童・生徒の1人1台端末環境が整備されてきたことなど、視覚障がい者等の読書環境は大きく変化しています。ご意見にあるようなことは、令和7年度からの次期計画に反映させていくことも視野に入れるとともに、現計画中においても対応できるものは取り組んでいきたいと考えております。